

岩手中部水道企業団水道料金等徴収業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、岩手中部水道企業団が水道料金等徴収業務委託を実施するにあたり、公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）により受託者を選定するため、必要な手続等について定めることを目的とします。

2 委託業務の概要

(1) 業務の名称

岩手中部水道企業団水道料金等徴収業務委託

(2) 履行区域及び履行場所

委託業務の履行区域は、北上市、花巻市、紫波町の全域及び矢巾町太田地区の区域とします。

また、履行場所は受託者が北上市、花巻市及び紫波町の各市町内に設置する営業所内とします。

(3) 業務の内容

ア 窓口業務

イ 開閉栓業務

ウ 検針調定業務

エ 滞納整理業務

オ 電算処理業務（料金システムを含む）

カ その他付帯業務

(4) 業務履行期間

業務履行期間は、令和8年4月1日から令和14年3月31日までとします。

(5) 準備期間

受託者へ業務を円滑に引き継ぐため、契約締結日から令和8年3月31日までは移行準備期間とし、当該期間に関する経費は受託者の負担とします。

(6) 業務に係る提案見積金額の上限額

1,893,804,000円（うち消費税額及び地方消費税額172,164,000円）

年次別の上限額

令和8年度 315,634,000円（うち消費税額及び地方消費税額28,694,000円）

令和9年度 315,634,000円（うち消費税額及び地方消費税額28,694,000円）

令和10年度 315,634,000円（うち消費税額及び地方消費税額28,694,000円）

令和11年度 315,634,000円（うち消費税額及び地方消費税額28,694,000円）

令和12年度 315,634,000円（うち消費税額及び地方消費税額28,694,000円）

令和13年度 315,634,000円（うち消費税額及び地方消費税額28,694,000円）

この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、本業務の規模を示すためのものです。また、提案見積金額は、この上限額を超えてはならないものとします。

(7) 提案見積金額

提案見積金額は、別に定める提案見積書（様式第1号）に6年間の委託料総額（消費税及び地方消費税抜き）を明記して提出してください。

(8) 契約保証金

受託者は、委託契約の締結にあたり契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付してください。契約保証金は、岩手中部水道企業団契約規程第24条に規定する担保の提供をもって代えることができます。また、同第23条の規定に該当する場合には契約保証金を免除することがあります。

3 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる条件をすべて満たす者としません。

- (1) 参加申込書の提出時点において、岩手中部水道企業団競争入札参加資格者台帳に登録されていること。
- (2) 参加申込書の提出時点において、岩手中部水道企業団建設工事等の競争入札における指名停止措置基準による指名停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（入札参加資格に関すること）の規定に該当しないこと。会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続きの申立てがなされた者でないこと。
- (4) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団でないこと。また、役員が同法第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及び構成員でないこと。
- (7) 以下のいずれかの認証を取得していること。
 - ① プライバシーマーク
 - ② ISO/IEC27001又はJISQ27001
- (8) 委託業務内容（料金システムを除く）について、過去に3年以上の実務経験を有し、かつ常時雇用関係にある業務責任者を配置できること。
- (9) 水道法（昭和32年法律第177号）に基づく給水装置工事主任技術者の資格を有する者を配置できること。

- (10) 日本国内で給水人口10万人以上の水道事業体が委託した当該業務について、令和6年3月31日以降に完了又は継続中の元請実績がある者。
- (11) 共同企業体で参加する場合は次の条件を満たすこと。
- ア 自主結成であり、事業者間で共同企業体協定書（様式第2号）に準じた協定を締結していること。
 - イ 代表事業者を定めていること。この場合、構成員の中で出資割合が最も大きい者を代表者とする。
 - ウ 共同企業体のすべての構成員が(1)～(6)までの条件を満たしていること。
 - エ 共同企業体の代表者が(7)～(10)までの条件を満たしていること。
 - オ 共同企業体の構成員は、業務委託に関して当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負う者であること。
 - カ 共同企業体の構成員は、単独又は他の企業体の構成員として本件公募型プロポーザルに参加していないこと。

4 参加申込み

参加申込事業者は、次のとおり参加申込書類を提出してください。

- (1) 申込期間
令和7年2月10日（月）から2月26日（水）まで
- (2) 受付時間
午前9時から午後5時まで
- (3) 参加申込みに係る提出書類の様式
岩手中部水道企業団ホームページからダウンロードしてください。
<https://www.iwatetyubu-suido.jp/>
- (4) 提出書類 【提出部数 各1部】
 - ア プロポーザル参加申込書（様式第3号）
 - イ 会社概要関係書類
資本金、所在地、業務内容、従業員数、社歴等が確認できるもの
 - ウ 国税及び地方税の滞納がないことを証明できる書類
 - エ プライバシーマーク、ISO/IEC27001又はJISQ27001の証明書の写し
 - オ 配置予定の業務責任者の業務経歴書（任意様式）
 - カ 類似業務受託実績表（様式第4号）
 - キ 誓約書（様式第5号）
 - ク 共同企業体協定書（様式第2号）（共同企業体で申込みの場合）
- (5) 提出方法
持参又は郵送（書留、簡易書留又は宅配便等、発送と受領が記録される方法に

限る) とします。郵送の場合は、提出期間内必着とします。

(6) 提出及び問い合わせ先

岩手中部水道企業団営業企画課料金係
〒025-0004 花巻市葛第3地割183番地1
電話番号 0198-41-5316

(7) その他

参加申込書類をもとに参加資格の審査を行い、プロポーザルへの参加の適否について、プロポーザル参加資格審査結果通知書(様式第6号)により通知します。

5 業務提案書等の提出

参加資格を有すると認められた参加申込事業者は、業務提案書等を作成し、次のとおり提出してください。

(1) 提出期限

令和7年3月28日(金)

(2) 受付時間

午前9時から午後5時まで

(3) 提出場所

岩手中部水道企業団営業企画課料金係

(4) 提出方法

持参とします。

(5) 提出書類

ア 業務提案書 正本1部、副本6部

イ 提案見積書(様式第1号) 1部

(6) 業務提案書の記載内容

業務提案書は、次の章立てに沿って作成してください。

ア 会社概要

①会社概要及び財務状況(直近3か年の各会計年度における損益計算書、貸借対照表及びキャッシュフロー計算書)

②業務実績(当該委託業務と同様のもの(全部又は一部)、過去5年間)

③ワーク・ライフ・バランスや女性活躍推進等の取り組み

イ 業務実施体制

①人員配置

②従事者の地元雇用及び物品調達等

③研修体制

④苦情等への対応

⑤営業所の設置場所

- ⑥ 営業時間外の連絡体制
- ⑦ 業務開始に向けたスケジュール
- ⑧ 環境対策やSDGs等の取り組み

ウ 業務実施計画

- ① 窓口業務
- ② 開閉栓業務
- ③ 検針調定業務
- ④ 滞納整理業務
- ⑤ 電算処理業務（料金システムを含む）

エ 個人情報保護体制

オ 危機管理体制

カ 業務提案

(7) 業務提案書の作成形態

原則として日本工業規格A4版サイズとし、作成は日本語とします。なお、所定の表紙（様式第7号）、目次及びページ番号を付けることとし、電子記憶媒体による提出は認めません。

(8) 提案見積書

提案見積書（様式第1号）は、厳重に封函・封印し、業務提案書と併せて提出してください。

(9) その他

ア 業務提案書等の作成に係る一切の費用は参加申込事業者の負担とします。

イ 提出後の業務提案書等の訂正、追加及び再提出は認めません。

ウ 提出された業務提案書等は返却しません。

エ 業務提案書には、事業者名や事業者を識別できるロゴ等は記載しないでください。

オ 業務提案書正本の表紙には提案事業者名、代表者名、提出日を記載するとともに、提案事業者の代表者印を押印してください。副本の表紙には提出日と通し番号のみ記載し、事業者名等は記載しないでください。

6 質問の受付及び回答

参加申込事業者は、業務提案書作成等に係る質問を質問書（様式第8号）により行うことができます。

(1) 提出期限

令和7年3月10日（月）

(2) 提出場所

岩手中部水道企業団営業企画課料金係

(3) 提出方法

F A X又は電子メールとします。なお、受信確認は送信者の責任において行ってください。

F A X : 0198-26-3307

電子メール : kigyodan@iwatetyubu-suido.jp

(4) 質問に対する回答

質問者を匿名化したうえで、F A X又は電子メールにより参加申込事業者全員に回答します。

7 プロポーザルの途中辞退

(1) 参加申込事業者は、プロポーザルの参加を随時辞退することができます。

(2) プロポーザルを辞退する場合は、プロポーザル参加辞退届（以下「辞退届」という。）（様式第9号）を提出してください。

(3) 辞退届の提出方法は、持参又は郵送とします。

8 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

業務提案書提出後、参加申込事業者にはプレゼンテーションを実施していただきます。

(1) 日時及び場所

プレゼンテーション及びヒアリング参加要請書（様式第10号）により別途通知します。

(2) 実施時間

プレゼンテーションは、1事業者あたり30分以内（共同企業体の場合も1共同企業体あたり30分以内）とします。プレゼンテーション終了後にヒアリングを20分程度行います。

(3) その他

ア プレゼンテーション及びヒアリングを行う順番は、業務提案書の受付順とします。

イ プレゼンテーションは、提出された業務提案書に基づいて行うものとし、業務提案書に添付されていない新たな資料等の提出はできません。

ウ プレゼンテーション及びヒアリングに参加できる人数は3人までとし、参加申込事業者は、プレゼンテーション及びヒアリング出席者報告書(様式第11号)により出席者を報告してください。

エ プレゼンテーション及びヒアリングの参加に係る一切の費用は参加申込事業者の負担とします。

オ プレゼンテーションで使用する機器のうちスクリーン以外は、参加申込事業

者において用意してください。

9 受託候補者の選定

(1) 選定委員会

受託候補者の選定は、岩手中部水道企業団水道料金等徴収業務委託受託候補者選定委員会（以下「委員会」という。）が行います。

(2) 評価基準

委員会は、参加申込事業者から提出された業務提案書の内容に関するヒアリングを行った後、岩手中部水道企業団水道料金等徴収業務委託公募型プロポーザル業務提案書評価基準に基づき評価します。

(3) 審査項目及び配点

業務提案書の審査項目及び配点は次のとおりです。

審査項目	配点
会社概要	20
業務実施体制	60
業務実施計画	160
（窓口業務）	(20)
（開閉栓業務）	(20)
（検針調定業務）	(40)
（滞納整理業務）	(40)
（電算処理業務）	(40)
個人情報保護体制	20
危機管理体制	20
業務提案	20
合計	300

(4) 選定方法

委員会が参加申込事業者の業務提案書及びプレゼンテーションの内容を審査します。

各委員の審査結果の合計点を参加申込事業者の総合得点とします。参加申込事業者の総合得点が5割以下（1,500満点中750点以下）の場合は失格とします。

総合得点が751点以上の参加申込事業者のうち、総合得点が最も高い者と、最も高い者の総合得点に0.9を乗じた数以上の総合得点の者を合格者とします。

合格者から提出された提案見積書の提案見積金額を比較し、その金額が最も低い参加申込事業者を受託候補者として選定します。提案見積金額が同額の場合は総合得点が最も高い者とし、総合得点も同点の場合は業務実施計画の得点が最も高い者を選定します。業務実施計画の得点も同点の場合は、くじ引きにより決定しま

す。

10 選定結果の通知等

- (1) 受託候補者に選定された参加申込事業者には、プロポーザル選定結果通知書(様式第12号)を通知します。
- (2) 受託候補者に選定されなかった参加申込事業者には、プロポーザル非選定結果通知書(様式第13号)を通知します。
- (3) 受託候補者に選定されなかった参加申込事業者は、選定結果の説明を書面(任意様式)により求めることができます。プロポーザル非選定結果通知書を受領した日から1カ月以内に書面をFAX又は郵送で提出してください。
- (4) 選定結果は、岩手中部水道企業団ホームページで公表します。公表する項目は、参加申込事業者名(実名は受託候補者のみ)、審査における総合得点、提案見積金額(総額のみ)です。

11 契約の締結

- (1) 岩手中部水道企業団契約規程に基づき、受託候補者と業務委託契約を締結します。
- (2) 業務委託の条件等は、岩手中部水道企業団水道料金等徴収業務委託水準書を基に受託候補者と協議のうえ、別に定めるものとします。
- (3) 受託候補者が委託契約を履行できない何らかの事由が発生した場合は、プロポーザルにおいて次順位以下となった参加申込事業者のうち、順位が上位だった者から当該業務委託について交渉を行うことがあります。

12 失格要件

次の各号に掲げる事由に該当した場合は、審査結果等に関わらず既に決定した事項を取り消し、失格とします。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (2) 公告の日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合。
- (3) 本件に関して、不正あるいは公正さを欠く行為があったと委員会が判断した場合。

13 関係法令の遵守

参加申込事業者は、関係法令並びに岩手中部水道企業団条例及び規程、岩手中部水道企業団水道料金等徴収業務委託公募型プロポーザル実施要領等を遵守することを誓約するものとみなします。

14 問合せ先及び担当

プロポーザルの手続き等に係る事務局及び各書類提出先

(1) 担当及び各書類提出先

〒025-0004 岩手県花巻市葛第3地割183番地1

岩手中部水道企業団営業企画課料金係

(2) 電話番号 0198-41-5316

(3) F A X 0198-26-3307

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和7年2月7日から施行する。

(要領の廃止)

2 この要領は、受託候補者が委託業務を開始した時点で廃止する。

別紙 プロポーザル日程表

内 容	日 程
プロポーザル実施の告示	令和7年2月10日（月）
参加申込書等の提出期限	令和7年2月26日（水）
参加資格確認結果の通知	令和7年3月3日（月）
質問書の提出期間	令和7年3月4日（火）から 令和7年3月10日（月）まで
質問書に対する回答	令和7年3月12日（水）まで （随時）
業務提案書提出期間	令和7年3月14日（金）から 令和7年3月28日（金）まで
業務提案書に関するプレゼンテーション及びヒアリング（予定）	令和7年4月22日（火）
選定結果及び非選定結果の通知	令和7年5月上旬
契約内容に関する打ち合わせ	令和7年5月中旬
契約締結	令和7年5月下旬
移行準備期間	契約日から 令和8年3月31日（火）まで
業務開始	令和8年4月1日（水）

※注意点

- ア 提出期間は、土曜日、日曜日及び祝日を含みません。
- イ 提出期間における受付時間は、午前9時から午後5時までとします。
- ウ 書類等の提出方法及び連絡方法は、各項目所定の方法で行ってください。